

山梨県と 大学との学生U・Iターン就職促進に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と 大学（以下「乙」という。）とは、少子高齢社会を迎える中で、県内企業の人材確保、産業の活性化に資するため、学生の就職活動を支援していくこととし、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力を努め、学生に対し山梨県内の企業情報等を提供するなど就職活動を支援することにより、山梨県出身者をはじめとする学生のUターン就職及びIターン就職の一層の促進を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、次の事項について連携・協力して実施する。

- （1）学生に対する県内の企業情報、生活情報等の周知に関すること。
- （2）乙の学内で行なう合同企業説明会等、企業情報提供イベントの開催に関すること。
- （3）甲の学生向け就職情報提供サービスへの登録呼びかけに関すること。
- （4）保護者向けの就職セミナーの開催に関すること。
- （5）学生のU・Iターン就職に係わる情報交換及び実績把握に関すること。
- （6）その他学生のU・Iターン就職促進に関すること。

（協定の見直し等）

第3条 本協定を効果的に推進するため、甲と乙は必要に応じて協議を行なうものとし、甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たとき、又は、協定に定めのない事項等が生じたときは、その都度協議の上、定めるものとする。

（守秘義務）

第4条 甲と乙は、本協定に基づく連携を実施するにあたり、相手方から知り得た情報について、本協定期間はもとより終了後も第三者に対し開示し、又は漏洩してはならない。ただし、相手方の承諾を得た場合はこの限りではない。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定の締結日から平成30年3月31日までとする。

ただし、本協定の有効期間満了までに甲乙いずれからも特段の意思表示がない場合、本協定は更に1年間同一内容で更新されるものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙の代表者がそれぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年1月9日

甲 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号

山梨県知事 後藤 齋

乙

大学学長